

板橋マンション管理組合ネットワーク会則

平成 15 年 5 月 11 日施行

平成 16 年 4 月 25 日一部改正

平成 26 年 6 月 22 日改正

令和 4 年 6 月 12 日改正

板橋マンション管理組合ネットワーク 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、板橋マンション管理組合ネットワーク（以下「いたかんネット」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都板橋区本町24-1 いたばし総合ボランティアセンターに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、東京都板橋区内に存する分譲マンション（以下「マンション」という）管理組合の管理運営並びに当該マンション及びこれに付随する施設の保全に係わる問題解決の場として、意見並びに情報交換・支援等を行い、行政との連携でマンション政策に協力し、ときに提言も行い、もってマンション管理の適正化と居住者の生活の向上に寄与することを目的とし、2003（平成15）年5月11日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1) マンション管理の適正な運営のための指導、相談及び支援
- (2) マンション管理運営についての経験交流及び資料の提供
- (3) セミナー、シンポジウム、見学会、各種相談会等の開催
- (4) 行政等への協力および提言
- (5) 機関紙の発行
- (6) その他、目的の達成に必要な活動

第3章 会員

(種別)

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人でこの会の目的に賛同し、事業の推進を支援するために入会を希望した者。
(以下、個人会員という)
- (2) マンション管理組合で前号同様入会を希望した管理組合。(以下、マンションの管理組合会員という)

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申請書等を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(禁止事項)

第7条 会員は、特定の宗教・政治・営業等の活動および勧誘等をしてはならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において定める入会金、及び年会費を納入しなければならない。(別表1参照)

- 2 年会費は、毎年会計年度開始時に徴収する。
- 3 入会時期による年会費の計算は、個人会員会費も団体会員会費も事業年度開始月を基準とする入会月の月割とする。ただし、100円未満は切り捨てとする。

(抛出金品の不返還)

第9条 既納の入会金・年会費その他抛出金品は返還しない。

(退会)

第10条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第11条 会員が次の各号の何れかに該当したときは、役員会の決議に基づき除名することができる。この場合において、議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会則に違反したとき。
- (2) 会の名誉を毀損し、又は、会の趣旨に違反する行為をしたとき。

第4章 役員および監事

(種別)

第12条 本会に次の各号に掲げる役員および監事を置く。

- 1 役員 of 役職および定数
 - (1) 会長 1
 - (2) 副会長 1名以上
 - (3) 事務局長 1
 - (4) 事務局次長 1 (ただし、必要に応じ)
 - (5) 会計役員 1
 - (6) 役員 若干名 (会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計役員含む)
- 2 監事の定数
 - (1) 監事 1名以上

(選任)

第13条 役員および監事は、役員が推薦する会員の中から総会において選任する。

- 2 会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計役員は、役員会の決議によって、役員のうちから選任し、又は解任する。
- 3 役員および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 役員が任期中に死亡または辞任したときは、その後任については、役員が推薦する会員の中から役員会の承認を得て選任することができる。

(職務)

第14条 役員 of 職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し、本会の運営および事業を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 事務局長は、本会の事業を管掌し、日常業務を処理するとともに、諸活動の企画立案、及び第38条に定める帳簿及び書類等の重要書類の保管を行う。

- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 会計役員は、会の財産を管理し、活動予算並びに収支決算書・貸借対照表の素案を作成する。
- 7 役員は役員会を構成し、会則・総会及び役員会の決議に基づき、この会の業務を執行する。
- 8 監事の職務は次のとおりとする。
 - (1) 監事は、会の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
 - (2) 監事は、いつでも、役員に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - (3) 監事は、会の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
 - (4) 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第15条 役員および監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第13条第2項の規定に基づき選任された役員および監事の任期は、残存任期とする。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した役員および監事は、新たに選任された役員が就任するまでその職務を行う。

(解任)

第16条 役員または監事が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員または監事たるに適しない行為が認められたとき。
- 2 前項第2号の規定により、役員または監事を解任しようとするときは、総会において当該役員または監事に弁明の機会を与えなければならない。

(役員および監事の報酬等)

第17条 役員および監事は、原則として無報酬とする。

- 2 役員および監事はその職務を遂行するにあたり必要とした経費については、役員会の決議を得て支払うことができる。
- 3 弁償に関して必要な事項は、役員会の決議を得て定める。

第5章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(審議事項)

第20条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 会則の変更 (会員総数の3/4以上)
- (2) 解散 (会員総数の3/4以上)
- (3) 事業の変更

- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) 役員および監事の選任又は解任
- (7) その他会の運営に関する重要事項

(開催)

第21条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回新会計年度開始以後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 5分の1以上の会員から会議の目的を明記した書面による請求があったとき。
 - (3) 監事が、第14条第8項第3号の規定により召集した場合。
- 4 総会を招集するときは、会員に対して日時・場所・目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知を発しなければならない。
- 5 会長は、前第3項第2号の規定による請求があった場合、請求の日から4週間以内に臨時総会を開催しなければならない。会長が4週間以内に開催しない場合には、臨時総会を請求した代表が臨時総会を開催できるものとする。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、総会の議事に出席した会員の過半数でこれを決する。

(書面表決等)

- 第25条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決することができる。
- 2 前項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第26条 議長は、総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において議長が指名した議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(議事録の公開)

第27条 会長は、議事録を保管し、会員の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

第6章 役員会

(構成)

第28条 役員会は、役員をもって構成する。ただし、監事は役員会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第29条 役員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員 の 役職の決定、並びに役員活動費の額及び支払方法
- (4) その他、総会の議決を要しない会の業務執行に関する事項

(開催)

第30条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 WEB会議システム等を用いて開催することもできるものとする。

3 役員会を招集するときは、役員に対し日時・場所を記載した書面もしくはメールをもって、開催日の5日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第31条 役員会の議長は、会長または副会長が務める。

(定足数・決議・議事録)

第32条 役員会には、第23条・第24条・第26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 会計

(財産)

第33条 この会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金、年会費
- (2) 寄付金、協力金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(事業年度)

第34条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。

(事業計画及び予算)

第35条 会長は、この会の事業計画案及びこれに伴う活動予算案を作成し、役員会の承認を得て事業年度ごとの総会の承認を得なければならない。

2 会長は、第34条に定める会計年度の開始後、第1項に定める承認を得るまでの間に、通常に要する経費のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの経費の支出が必要となった場合には行うことができる。

(事業報告及び決算)

第36条 会長は、事業年度終了後、当該年度に関わる事業報告書・収支決算書・貸借対照表の案を作成し、監事の監査を得たうえ、役員会の決議を経て通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

第8章 事務局・顧問及び相談役・専門委員会

(事務局の設置等)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織運営に関する事項は、役員会の決議で定める。

(備付け帳簿及び書類)

第38条 事務局に備えるべき帳簿及び書類は、次のとおりとする。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び監事の名簿
- (4) 総会・役員会の議事に関する書類
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他、会の運営に必要な帳簿、書類等

(顧問及び相談役)

第39条 この会に顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問及び相談役は、この会に功労があった者または学識経験者のうちから、役員会の決議を経て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員会の設置)

第40条 この会の目的を達成するための調査、研究指導、助言等を行う専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の運営に関して必要な事項は、役員会の承認を得て定める。

第9章 雑則

(会則の変更)

第41条 この会則は、総会において議決(会員総数の3/4以上)を得なければ、変更することができない。

(解散)

第42条 この会は、総会において議決(会員総数の3/4以上)を得て解散することができる。

(委任)

第43条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て定める。

(残余財産)

第44条 第42条の規定により解散した際の残余財産は、板橋区へ寄付するものとする。

附 則

この会則は、2022（令和4）年6月12日開催の通常総会で承認されたときから有効とする。

改定

2003（平成15）年5月11日	会則制定
2004（平成16）年4月25日	一部改定
2014（平成26）年6月22日	改定
2022（令和4）年 6月12日	改定

別表1

いたかんネット 会則第8条（会費）による入会金、年会費は以下のとおりとする。

- 1 入会金
 - (1) 個人会員 2,000円
 - (2) 管理組合会員 2,000円
- 2 年会費（1年間12ヶ月分）
 - (1) 個人会員 3,000円
 - (2) 管理組合会員 最低戸数50戸まで5,000円、51戸以上は戸数×100円
- 3 年会費は、毎年会計年度開始時に徴収する。
- 4 入会時期による年会費の計算は、個人会員会費も団体会員会費も事業年度開始月を基準とする入会月の月割とする。ただし、100円未満は切り捨てとする。

以上